

リゾート挙式約款

ワタベウェディング株式会社(以下、「当社」といいます)では、リゾート挙式プランに係る契約内容につき、次のとおり約款を定めておりますので、予めご了承ください。また、約款の内容・ご利用料金等に関しましては予告なく変更する場合がありますので、併せてご了承ください。

第1条 リゾート挙式手配契約

- お申込みいただきますリゾート挙式プランは、お客様が挙式に必要な挙式会場・牧師、衣裳等、挙式に関するサービス等(以下、「挙式サービス」といいます)の提供を受けていただけるよう当社が手配し、挙式行程管理を引き受けるリゾート挙式の手配業務であり、お客様は、当社とリゾート挙式手配契約(以下、「本契約」といいます)を締結していただきます。
- 本契約を締結するにあたり、次に定める各提示書面(以下、総称して「提示書面」といいます)にて、挙式サービスの内容・条件を補充するものとします。
 - 当社が提示するリゾートウェディングご案内パンフレット(以下、「パンフレット」といいます)
 - 当社が提示するリゾートウェディングプライスリスト(以下、「プライスリスト」といいます)
 - 当社が発行する挙式手配確認書(以下、「挙式手配確認書」といいます)
 - 当社がご出発前、原則としてご旅行ご出発日より7日～3日前に発行する挙式手配確認書(以下、「最終確認書」といいます)なお、ご宿泊ホテル名・ご利用航空会社名等必要事項をお知らせいただかなかった場合には、お渡しできない場合があります。
- 前項に定める提示書面については、本約款と共に、お客様と当社との間の契約内容を定める約款としての効力を有するものとします。

第2条 お申込み時のご注意

- 本契約のお申込みは、本名でのお申込みのみとさせていただきます。本名以外のご予約は一切お引き受けできません。なお、仮称等で予約が完了した場合、お客様にはその名称で挙式を挙げていただくこととなりますので、予めご了承願います。また、挙式手配完了後は、氏名の変更もしくはお客様の変更は受け付けられません。氏名の変更またはお客様の交換が必要な場合、すでに完了している予約はキャンセル扱いになり、第5条の規定に基づくキャンセル料が発生します。
- 本契約のお申込みに際しては、お申込みされるご両人様において、原則として民法に定める婚姻の手続(入籍)が済んでいることが必要です。ただし、一部の挙式会場での「人前式」および「リーガル・ウェディング」の場合を除きます。なお、リーガル・ウェディングに関する手続書類・手続結果および帰国後の手続に際しては全てお客様ご自身の責任において行っていただきます。なお、日本国籍以外のお客様の場合も同様に適用されます。
- 挙式をお申込みされた地域について、外務省からレベル2以上の危険情報が出された場合や官公署からその他危険情報が出された場合は、当社は原則として挙式催行を取りやめます。ただし、当社が充分な安全措置を講じることが可能な場合(当社が挙式を実施する場合)に、お客様が挙式を取消しされる場合は、所定のキャンセル料が必要となります。
- 挙式催行現場での天候や気温等の状況により、お客様の安全を守るため、挙式および関連オプションサービスの催行について日程の変更もしくは取りやめをさせていただく場合があります。
- お客様と従業員の安全・安心を確保することを最優先に、以下の事実ないし行為が認められた場合は、お申込みをお断りさせていただきます。また、既にご契約をいただいているお客様について以下の事実ないし行為が認められた場合には、ご契約の解除やお申込み等をお断りさせていただきます。
 - お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴコロ、特殊能力者集団、その他これらに準ずる反社会的勢力であると判断したとき、若しくは反社会的勢力との関係を有していると判断したとき。
 - お客様が当社および従業員に対し、暴力、脅迫、恐喝、威圧的な不当要求等を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき、または、かつて行われた同様の行為。
 - お客様から虚偽の情報提供がなされたとき。
 - 他のお客様に著しい迷惑を及ぼす行為。
 - お客様の、法令の規定、公の秩序もしくは、善良の風俗に反する行為。
 - お客様が風説を流布し、偽計や威力を用いて当社の信用を棄損、または、業務を妨害する行為。
 - お客様が上記の行為を行うおそれがあると認められるとき。
- お客様もしくはご列席者様のうち、慢性疾患をお持ちの方、現在健康を損なっている方、妊娠中の方、障害をお持ちの方等、特別な配慮が必要とされる方は、その旨を挙式のお申込みもしくは判明した時点で申し出願います。当社は可能且つ合理的な範囲内でこれに応じます。なお、この場合、医師の診断書を提供していただく場合があります。また、現地事情や関係機関等の状況等により、お客様の安全且つ円滑な挙式の実施のために、当社が手配いたします介助者/挙式コーディネーターの同行を条件とさせていただきます。この場合の費用はお客様負担となります。また、ご列席をお断りさせていただく場合があります。
- お客様もしくはご列席者様が挙式の最中に疾患、障害その他の理由により挙式進行が不可能となった場合、当社の判断により、必要な処置をとらせていただきます。この場合、挙式の再実施はできません。
- お客様の挙式の拘束時間は、ホテル出発時から挙式後ホテル帰着時までとします。この時間の行動は、当社の社員の指示に従っていただきます。お客様の都合による別行動は原則としてできません。
- お客様もしくはご列席者様が他のお客様にご迷惑を及ぼし、または挙式の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご列席をお断り場合があります。
- ご列席者様が、暴力団・暴力団員・暴力団関係団体またはその関係者・その他反社会的勢力であることが判明した場合は、ご列席をお断りさせていただきます。
- 前各項の他に、当社が挙式の手配・催行を行うにあたって支障があると判断する場合は、お申込みをお断りする場合があります。

第3条 契約の成立

- 本契約は、当社が予約の手配を行い、当社が発行する挙式手配確認書を当社指定の方法でお客様が確認・了承し、当社が指定する期日までに所定の申込金50,000円を受領することで成立いたします。なお、申込金については、当社(他商品の(旅行等を除く)に関する契約(以下、「他契約」といいます)が別途成立してあり、すでに他契約に基づく申込金を当社が受領している場合で、且つ残金の支払期日を迎えている場合、当社は当該申込金を受領いたしません。ただし、他契約に基づく受領済の申込金が50,000円に満たない場合、その差額を受領いたします。
- 前項にかかわらず、申込金の支払いが行われる日が、プライスリストに記載された変更・キャンセル料規定上、キャンセル料が発生する時期に入っていた場合、申込金の金額は前項に規定した金額と当該変更・キャンセル料規定によって算出されるキャンセル料のいずれか高い方とします。この場合、申込金を受領した後、当社が予約の手配を行い、その予約が確定することで契約が成立いたします。
- 当社は、電話やメール等による本契約の予約申込を受付けることがあります。この場合、予約申込の受付時点では契約は成立しており、本条(1)(2)の定めにより本契約は成立いたします。
- 申込金は、挙式サービスにかかる料金(以下、「挙式プラン料金」といいます)、オプション商品料金およびキャンセル料その他お客様が当社に支払うべき金銭の一部として、他契約を含み支払期日を迎える順に繰り入れさせていただきます。
- 本契約は、原則として、挙式をされるご両人様が共同でお申込みいただく必要があります。ただし、当社の判断によりお一人とのみ本契約を行うことは妨げられません。

第4条 料金の支払い

- 挙式プラン料金およびオプション商品料金は、挙式日から起算してさかのぼって21日目にあたる日より前にお支払いいただきます。なお、お申込みが挙式日から起算してさかのぼって21日目にあたる日以降にお申込みの場合には、当社がその都度指定いたします期日までにお支払いいただきます。
- お支払いは現金またはお振込みにてお願いしております。銀行振込をご利用される場合の振

込手数料につきましては、お客様の負担とさせていただきますので予めご了承ください。なお、各種クレジットカードでのお支払いはお断りしております。また、所定の審査を条件として、クレジットカードもご利用いただけます。

- 挙式プラン料金、オプション商品料金、変更・キャンセル料、その他当社とご契約に基づく債務については、挙式をされるご両人様の連帯債務とし、それぞれが全額に対して責任を負うものとします。

第5条 挙式日の変更および契約の解除

- お客様は次の表に記載された変更・キャンセル料規定に基づく変更料もしくはキャンセル料を支払うことによって、挙式日および挙式サービスの変更および契約解除をすることができます。

変更料	
変更のお申し出日	
変更・キャンセル料の発生日前日まで	無料
変更・キャンセル料の発生日以降	プライスリストに準ずる

キャンセル料	
契約解除のお申し出日	
変更・キャンセル料の発生日前日まで	プライスリストに準ずる

解約事務手数料

契約解除のお申し出日	
契約日から7日以内	10,000円(税込)
契約日から8日目以降、変更・キャンセル料の発生日前日まで	30,000円(税込)

- プライスリストに記載された変更・キャンセル料規定に基づく変更料もしくはキャンセル料を支払う場合、当該解約事務手数料を別途お支払いいただく必要はございません。なお、当社の衣裳を含む挙式プランに基づいて、本契約を締結いただいているお客様は、当該プラン内に衣裳料金(以下、「衣裳充当金額」といいます)が含まれており、衣裳充当金額を超える部分については別途お渡しする衣裳約款の定めにより、衣裳の変更または契約解除をすることができます。
- 契約解除に伴う返金、その他当社がお客様に支払うべき金額については、特にお申込み時にお申し出がない限りご両人様各自折半のものとしてお支払いいたします。
 - 変更および契約解除のお申し出は、当社の営業時間内にご来店またはお電話にてお受けいたします。
 - お客様が次のいずれかに該当する場合には、お客様はキャンセル料なしで本契約を解除することができます。
 - 当社がお客様に対し、最終確認書第1条(2)第4号に規定する日までににお渡しできなかったとき。
 - 当社の責に帰すべき事由により挙式実施が不可能になったとき。
 - お客様が次の各号の一つに該当する場合は、当社は何らの通知催告を要せずに本契約を解除することができるものとします。この場合に、お客様が損害を被ったときは、当社は一切の賠償の責を負いかねます。また、当社が損害を被ったときは、当社はお客様に対してその損害の賠償を請求することができるものとします。
 - お客様が第4条に規定する期日までに挙式プラン料金を支払われない場合。この場合、当社はお客様からキャンセル料に相当する額の違約料をお支払いいただきます。
 - お客様の故意、過失、法令・公序良俗に反する行為、もしくはお客様が本契約または提示書面の規定に違反した場合もしくは、違反していることが明らかになった場合。

第6条 変更補償金

当社は、当社の責において、次表に掲げる契約内容に重要な変更が生じた場合には、次の表に記載する変更補償金を損害賠償金として挙式日翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。

当社が変更補償金を支払う事項	変更補償金	
挙式予約確定確認後の挙式日または挙式会場の変更の場合	挙式日の前日から起算してさかのぼって30日以前の場合、挙式プラン料金の50%相当額	挙式日の前日から起算してさかのぼって29日目にあたる日以降当日までの場合、挙式プラン料金の100%相当額
上記以外の挙式サービスの一部の変更または不履行	変更または不履行となった挙式サービス料相当額を限度としてお支払いいたします。	

第7条 当社の責任

- 当社は、当社または当社が手配を代行させた者(以下、「手配代行者」といいます)の故意または過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害額を限度として賠償いたします。ただし、損害発生日の翌日から起算して90日以内に当社に対して通知があった場合に限りです。
- 前項により、手荷物について生じた損害につきましては、損害発生日の翌日から起算して21日以内に当社に対してお申し出があった場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額は(当社に、故意または重過失がある場合を除き)お一人あたり最高15万円までといたします。

第8条 お客様の責任

- お客様(お客様が直接ご依頼された事業者、来場者を含む)の故意または過失により、挙式施設の設備・什器備品等を毀損、汚損、滅失させたときは、損害額を限度として賠償していただきます。海外旅行に必要な旅券(パスポート)、渡航ビザ等の手配はお客様の責任になります。当社はバスポート・渡航ビザ等の手配不備による責任を負いません。また、お客様ご自身の手配による旅行サービスの手配変更もしくは旅行中止等の理由のため挙式スケジュールの変更が必要になった場合、挙式実行は保証されず、変更に関わる費用はキャンセル料も含め、お客様負担となります。

第9条 免責

次に例示するような事由により、契約解除もしくはお客様が損害を被られた場合におきましては、当社はその責任を負わず、第6条に定める変更補償金も含め、いかなる補償金のお支払いもいたしません。

- 天災地変、戦乱、暴動またはこれらに生じる挙式日程の変更もしくは挙式の中止
- 挙式会場、パーティ会場等の都合によるサービス提供中止またはこれらに生じる挙式日程の変更または挙式の中止
- 官公署の命令、外国の出入国規制、伝染病による隔離またはこれらによって生じる挙式日程の変更、挙式の中止
- 食中毒
- 盗難
- 運送機関の遅延・不通・スケジュール変更等、またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮のため、挙式日程変更もしくは取消する場合
- その他、当社の取扱いしない事由が発生した場合

第10条 個人情報の取扱い

お客様の個人情報につきましては、個人情報保護法および当社プライバシーポリシーに基づき適切に管理いたします。

第11条 その他

- 本契約に関する、申込時間・変更受付時間・キャンセル料受付時間等は、全て日本時間を適用するものとします。
- パンフレットおよびプライスリストに記載していない別項目の商品もしくはサービスをご希望される場合、ご希望いただきました商品・サービス内容に基づいた料金をご案内させていただきます場合があります。この場合、直接現地店舗にてご清算いただく場合があります。
- 本契約および提示書面に記載のない事項その他の疑義が発生した場合には、お客様と当社で協議のうえ解決するものとします。
- 本契約に関する紛争の裁判は、京都地方裁判所を専属的合意管轄といたします。